



平成 27 年 1 月 吉日
アールエムトラスト株式会社
代表取締役 松島 億



拝啓

初春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、平成 27 年 2 月 2 日より、弊社保証委託契約に関する月額賃料増額時のお手続き手順につきまして、変更がございます。
詳細は次頁に記載しておりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬具



【月額賃料増額時対応】

■ お手続き

月額賃料増額に伴い、弊社保証金額についても変更を希望される場合、弊社 HP (<http://fits-rm.jp/format/format.html>) にございます【追加保証委託申込書】を FAX にて弊社宛にお送りください。
※従来の「変更通知書」は不要となります。

お申込み内容を弊社にて確認後、お引受が可能と判断したお客様につきまして、次項の通り追加の保証委託料を申し受けます。
※追加契約につき、弊社の審査が必要な場合がございます。

■ 追加保証委託料

月額賃料増額分に対し、初回保証委託料と同率の金額を追加保証委託料として請求させていただきます。

なお、月額賃料増額分が¥5,000 以下の場合につきましては、追加保証委託料のご請求はございません。

※同一の契約者様におきまして、複数の追加保証委託申込みがあった場合、保証開始月が同一のお申込みに関しましては、月額賃料増額分を合算したうえで、追加保証委託料を計算し請求させていただきます。

※業務推進費につきましては、既存契約商品と同様とさせていただきます。

※弊社保証金額の変更にあたり、【追加保証委託申込書】の FAX は必須となります。

■ 追加保証委託料の徴収方法

新規契約と同様とさせていただきます。

※追加保証委託料請求書の発行は保証開始月の 10 日とさせていただきます。

■ 追加保証委託の受諾

受領した【追加保証委託申込書】の内容確認後、「受諾印」及び弊社「担当者印」を押印した【追加保証委託申込書】の返信をもって、弊社保証金額の変更を受諾したものとします。

※受諾印及び弊社担当者印なき場合、変更手続きが完了していませんのでご注意ください。

※審査の結果、否認となる場合もございます。

その場合、月額賃料増額分の保証は致しかねますのでご了承ください。

(月額賃料増額前の保証内容につきましては、そのまま保証させていただきます)

※追加保証申込みをキャンセルする場合、保証開始前月中までに「受諾印」押印済みの申込書にキャンセルと明記の上弊社まで FAX してください。

本件に関するお問い合わせ
アールエムトラスト株式会社 経営企画部
TEL:03-6264-8338